注意中

記

一、事業主側
會社ニ於テハ其後營業継續ニ支障ナク争議加盟者ノ切崩ヲ為シタル結果半数ハ脱退シ不日就労スルコトナレルニヨリ態度益々強硬ナリ

二、争議團側
争議加入者ハ指導者タル関ノ労働者組合本部永尾登等カ宣傳ノミニ努メ組合員獲得ニ専念セルモ何等交渉具体化セズ漸次不利ノ状況ニアルヲ以テ加盟者中四名ハ脱退シ會社側ニ内通シ就労スルコトゝナレルニヨリ結束ノ拡大ノ為メ別記(イ)(ロ)ノ如キアジビラヲ全従業員ニ郵送シ尚別添ノ如キ「親愛なる神田地方の兄弟諸君」ト題スルビラヲ会社ノ現場（各請負工事場）及附近ニ撒布セリ

三、交渉状況
労資交渉ナシ

右及申（通）報候也

別記一
下受制度になつたらどうなるか。

會社は今二ケ年で下受制度をやつて居る。吾吾は先日工夫会大会を開いて反対し、会社に嘆願した。そして今争議をやつて居る。吾吾は何故反對せねばならないか。それはハツキリ知つて居たからだ、下受制度になつたらどうなるか、よく飲込んでおかねばならない。

下受制度になつたら今までは會社のお気に入りの奴に下請に取らせ、そいつが又自分の奴さな者だけを使つて仕事をするだらう。だから会社のお気に入りの奴は誰だ？—[illegible]飯場—長谷川の様な作業の割当を勝手にきめて、会社の幹部監督にワイロを贈る連中だ—人夫の首切りの[illegible]飯場長谷川の[illegible]などと言つてる[illegible]諸君[illegible]通りだ。

又下受制度になると[illegible]使[illegible]状[illegible]一度明[illegible]